

# 第一百二十一回 参議院社会労働委員会会議録 第七号

平成三年四月十二日(金曜日)  
午後零時三十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

福間 知之君

田代由紀男君

前島英三郎君

対馬 孝且君

高桑 栄松君

尾辻 秀久君

木暮 山人君

清水嘉与子君

田中 正巳君

糸久八重子君

菅野 寿君

日下部百合子君

堀 利和君

木庭健太郎君

沓脱タケ子君

勝木 健司君

西川 淳君

小里 貞利君

國務大臣 労働大臣  
政府委員 労働省官房長  
議官 議官  
局次長 労働省職業安定  
事務局側 常任委員会専門  
員 滝澤 朗君

委員

委員

- 本日の会議に付した案件
- 連合審査会に関する件
- 育児休業等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(福間知之君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、連合審査会に関する件についてお詫びいたします。

再生資源の利用の促進に関する法律案について、商工委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福間知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、連合審査会の開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福間知之君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(福間知之君) 次に、育児休業等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小里労働大臣。

こうした背景のもとに、政府としては、昨年十二月より婦人少年問題審議会において育児休業制度確立に向けての法的整備のあり方について御検討いただいてまいりましたが、本年三月、同審議会から建議をいたしましたので、この建議に沿つて法律案を作成し、同審議会にお詫びしました上、ここに育児休業等に関する法律案として提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、育児休業の権利であります。

一歳に満たない子を養育する労働者は、期間を明らかにして事業主に申し出ることにより育児休業をすることができることとし、事業主は、育児休業を理由として労働者を解雇することができないことをとしております。また、育児休業制度の円滑な実施のため、育児休業中の待遇に関する事項等の周知等の措置及び配置その他の雇用管理等に関する必要な措置を講ずることを事業主の努力義務としております。

第二に、勤務時間の短縮等の措置であります。

事業主は、一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしない者に関して、勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこととして

る企業が相次ぐなど、同制度への社会的関心が急速に高まるとともに、その法制化を期待する声が広がってきたところであります。

このような育児と就業に関する労働者の意識の変化等に対応し、育児期の労働者が職業生活と家庭生活をそれぞれ充実して営むことができるよう働きやすい環境づくりを進めることは、労働者の福祉の増進の観点はもとより、我が国経済社会の発展のためにも重要なことであると考えます。

事業主は、これらの労働者に関して一歳に満たない子を養育する労働者に関する措置であります。

第三に、一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置であります。

また勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

第四に、指針及び国の援助であります。

育児休業制度の円滑な実施のために事業主が講すべき措置、勤務時間の短縮等の措置に関する、労働大臣が指針を定め、これに従つて助言、指導または勧告を行うほか、国は事業主に対し必要な援助に努めることとしております。

最後に、この法律の施行は、周知に必要な時間を考慮し、平成四年四月一日からとするとともに、常時三十人以下の労働者を雇用する事業所については、施行の日から三年間育児休業の権利等に関する規定の適用を猶予することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことををお願い申し上げます。

○委員長(福間知之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

四月十二日本委員会に左の案件が付託されました。

午後零時四十分散会

一、育児休業等に関する法律案

育児休業等に関する法律案  
育児休業等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、育児休業に関する制度を設けるとともに、子の養育を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めることにより、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、もつて労働者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

(育児休業の申出)

第二条 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第九条までにおいて同じ。)は、その事業主に申し出ることにより、育児休業(労働者が、この法律に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。以下同じ。)をすることができる。ただし、育児休業をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出(以下「休業申出」という。)は、労働省令で定めるところにより、その期間中は育児休業をすることとする。この期間について、その初日(以下「休業開始予定日」という。)及び末日(以下「休業終了予定日」という。)とする日を明らかにして、しなければならない。

(休業申出があつた場合における事業主の義務等)

第三条 事業主は、労働者からの休業申出があつたときは、当該休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者の書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができない。

第四条 休業申出をした労働者は、その後当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)の前日までに、同条第一項の規定により休業開始予定日とされた日(前条第一項本文の規定にかかるはずの事由が生じた場合は、当該休業申出に係る子については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第二

することができないものとして定められた労働者は、該当する労働者からの休業申出があつた場合は、この限りでない。

二 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

2 年に満たない労働者

二 労働者の配偶者で当該休業申出に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育す

ることができるものとして労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、育児休業をす

ることができないこととすることについて合

理的な理由があると認められる労働者として

労働省令で定めるもの

2 前項ただし書の場合において、事業主にその

休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項本文の規定にかかるはず、育児休業をすることがで

きない。

三 事業主は、労働者からの休業申出があつた場

合において、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日が当該休業申出があつた日の翌日から起算して一月を経過する日(以下この項において「一月経過日」という。)の前日であると

おいて「一月経過日」という。前日の日であると

きは、労働省令で定めるところにより、当該休

業開始予定日とされた日から当該一月経過日

において「一月経過日」という。前日の日であると

始予定日とされた日前の日に変更することがで

きる。

2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して一月を超えない範囲内に労働省令で定める期間を経過する日(以下この項において「期間経過日」という。)の前日の日において「期間経過日」という。前日の日であるときは、労働省令で定めるところによ

り、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされていた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合には、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)以後の日である場合にあっては、当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされた日)までの間のいずれかの日を当該労働者に係る休業開始予定日として指定することができる。

3 事業主は、休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間(次項において「育児休業期間」という。)は、休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日(第四条第三項の規定により当該休業終了予定日が変更された場合には、その変更後の休業終了予定日とされた日。次項において同じ。)までの間とする。

(育児休業期間)

第六条 休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間(次項において「育児休業期間」という。)は、休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日(第四

条第三項の規定により当該休業終了予定日が変更された場合には、その変更後の休業終了予定日とされた日。次項において同じ。)までの間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかるはず、当該事情が生じた日(第三号に掲げる事情が生じた場合には、その前日)に終了する。

3 休業申出をした労働者は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(第三条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては、当該事業主の指定した日までにその事業主に申し出ることにより、当該休業申出に係る休業終了予定日とされた日を一回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を二回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を三回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を四回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を五回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を六回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を七回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を八回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を九回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を十回に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を十一年に限り当該休業終了予定日とされた日後の一回の間に限り当該休業終了予定日とされた日を十二年法律第四十九号第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

3 前条第三項後段の規定は、前項第一号の労働

2 前項の規定により休業申出を撤回した労働者は、当該休業申出に係る子については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第二

3 第一条本文の規定にかかるはずの事由が生じた場合は、当該休業申出に係る子については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第二

3 第七条 事業主は、労働者が休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者

を解雇することができない。

(育児休業に関する定めの周知等の措置)

第八条 事業主は、育児休業に関する事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

一 労働者の育児休業中における待遇に関する事項

二 育児休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 事業主は、労働者が休業申出をしたときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者に対する取扱いを明示するよう努めなければならない。

(雇用管理等に関する措置)

第九条 事業主は、休業申出及び育児休業における就業が円滑に行われるようにするため、育児休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(勤務時間の短縮等の措置)

第十条 事業主は、その雇用する労働者(日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。

第十一條 事業主は、その雇用する労働者のうち、その一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置

制度又は前条に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指針)

第十二条 労働大臣は、第八条から前条までの規定に基づき事業主が講すべき措置に関する指針を定め、その適切かつ有効な実施を図るために指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業主に対し、必要な助言、指導又は勧告を行うことができる。

3 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

(国による援助)

第十三条 国は、小学校就学の始期に達するまでに子を養育する労働者の福祉の増進を図るために、第九条に定める措置を講ずる事業主その他事業主に対して、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(政令で定める審議会への諮問)

第十四条 労働大臣は、第二条第一項、第三条第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四条第六項及び第三項 第五条第二項及び第三項、第六条第二項第一号並びに第十条の労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき、第十二条第一項の指針を策定しようとするとき、その他この法律の施行に関する重要な事項について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聽かなければならない。

(労働省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第十六条 船員法(昭和二十二年法律第二百四号)の適用を受ける船員に関しては、第二条、第三条第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四条、第五条第二項及び第三項、第六条第二項第一号

第十条、第十二条第三項、第十四条並びに前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第六条

第二項第三号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法(昭和二十一年法律第二百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、

第十二条及び第十四条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十二条第三項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第十四条中「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とす

る。

第十二条第三項中「第二十五条第一項及び同条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)並びに「を第二十五条及び」に改め

る。

(適用除外)

第十七条 この法律は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第三十五条中「第二十五条第一項及び同条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)並びに「を第二十五条及び」に改め

る。

(暫定措置)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際常時三十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、平成七年三月三十一日までの間、第二条から第十三条までの規定は、適用しない。この場合において、当該労働者に関する第十二条の規定の適用につい

て、当該労働者に関する第十二条の規定の適用につい

て、当該労働者に関する第十二条の規定の適用につい

(運輸省設置法の一部改正)

第十四条中「四 試み」を「五 試み」に、第五条「五 育児休業」を「六 育児休業」に改める。

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改訂する。

第四条第一項第二十四号の二の三の次に次の

一号を加える。

二十四の二の四 育児休業等に関する法律

(平成三年法律第二百四号)に基いて、船員に関して事業主が講すべき措置の適切かつ

有効な実施を図るために指針を定めるこ

と。

第五十七条第一項中「及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者」の「労働者」の増進に関する法律を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者」の「労働者」の増進に関する法律に改める。

第三条 労働基準法の一部を次のように改正す

る。

第十二条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「責」を「責め」に改め、同項第四号中

「試」を「試み」に改め、同号を同項第五号と

同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業等に関する法律(平成三年法律

第一号)第二条第一項に規定する育児

休業をした期間

遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第四条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十三号)の一部を

次のように改訂する。

第二十八条を次のように改める。

第三十五条中「第二十五条第一項及び同条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)並びに「を第二十五条及び」に改め

(船員に関する特例)

第二条第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四条、第五条第二項及び第三項、第六条第二項第一号

及ぶ第三項、第八条第一項第三号及び第二項、

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待

遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和二十四年法律第二百四号)の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部改正)

十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、同条第三十四号中「第三十一号及び前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 育児休業等に関する法律(平成三年法律第  
号)の施行に関する」と。

第九条第一項中「第三十一号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号」を「から第三十二号まで及び第三十四号から第三十六号まで」に改める。